

## 災害と人権 ～ 避難所生活における配慮 ～



これまでの災害において、避難所の運営等で女性や高齢者、障害のある人、外国人などへの配慮に欠いた事例が報告されています。避難所では、様々な人との共同生活となるため、一人一人がお互いに配慮した行動をとることが必要となります。

### 障害のある人への配慮

障害には様々な種別があり、たとえ同じ障害種別であっても一人一人特性があります。各人に応じたスペースの確保、情報伝達の方法、行動への介助など、一人一人に合わせた様々な配慮や支援が必要であることを理解し、対応を考えましょう。

### 高齢者への配慮

普段とは違う食事や運動不足、トイレに行くことをためらい水分補給を控えるなどの結果、体調を崩したり持病を悪化させたりする恐れがあります。高齢者が孤独にならないよう周りの人が積極的に声をかけることや、不安や困りごとを気軽に打ち明けられる環境づくりを心がけましょう。

### 多様な性への配慮

性的マイノリティの当事者を含めた、あらゆる性の方がいます。男性用、女性用に限らない、更衣室・入浴施設や多目的トイレの確保、更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間帯を設けるなどの配慮が必要です。また、炊き出しや掃除といった特定の活動に対する負担は女性に集中しがちです。性別にかかわらず皆で協力しましょう。

### 外国人への配慮

外国人の中には、災害に関する知識が少なく日本語に不慣れな方がいます。そのため、給水などの必要な情報が伝わっていなかったり、宗教や習慣の違いから、食事など避難所での生活で困っていたりするかもしれません。やさしい日本語を使い、翻訳アプリや多言語表示シートなどを活用してコミュニケーションをとりましょう。

※上記以外にも、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する人など、避難所には様々な配慮を必要とする方がいることを理解しましょう。

### チェック☑

災害に襲われれば誰しも自分のことで精一杯になってしまいがちです。しかし、そのような困難な時だからこそ、お互いを思いやり、協力していくことが大切です。



●チェックリストについてのお問い合わせは  
県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

